

南知多町と日本生命保険相互会社刈谷支社との包括連携に関する協定書

南知多町（以下「甲」という。）と日本生命保険相互会社刈谷支社（以下「乙」という。）は、次のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が緊密に連携することにより、双方が有する人的・物的資源を有効に活用して、町民の福祉の向上、地域の活性化等を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携、協力して取り組むものとする。

- （1）健康増進・疾病予防に関すること
- （2）高齢者の介護・生きがい増進に関すること
- （3）児童・青少年の健全育成に関すること
- （4）文化・スポーツ振興に関すること
- （5）雇用確保・定住支援に関すること
- （6）その他、甲及び乙が必要と認める事項

2 甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上決定する。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲又は乙から本協定の改廃の申入れがないときは、本協定の有効期間が1年間延長されたものとみなし、その後も同様とする。

（個人情報の保護）

第4条 甲及び乙は、この協定に基づき取り扱う個人情報及び知り得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び南知多町個人情報保護条例に従い、適正に管理しなければならない。

(協議事項)

第5条 本協定に定めのない事項及び疑義のある事項については、甲乙間で誠意をもって協議し、これを決定する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自1通を保有する。

令和7年6月12日

(甲) 愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18

南知多町長

(乙) 愛知県刈谷市東陽町2-17-3

日本生命刈谷ビル2F

日本生命保険相互会社

刈谷支社長